

葉山町学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町（以下「町」という。）が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「給食用物資」とは、「物資規格」に定める内容を満たした物資をいう。

(登録)

第3条 給食用物資を納入する者は、本要綱に基づき、葉山町学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（以下「登録者」という。）とする。ただし、名簿への登載は常時的な発注を確約するものではない。

2 地産地消を目的に町内業者から物資を納入する場合など、学校給食の目的を達成するために必要と認められる場合は、登録者以外から給食用物資を納入できる。

(登録の区分)

第4条 登録は、取扱物資区分により行うものとする。登録の区分は、年間契約とするA登録もしくは月間契約とするB登録とし、複数の区分の登録も可能とする。

(配送先)

第5条 給食用物資の配送先は、別表第1に掲げる各学校とする。

(登録の基準)

第6条 登録希望者は、次の基準を満たしているものとする。また、別に定める取扱食材区分ごとの「物資規格」も併せて遵守するものとする。

- (1) 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- (2) 神奈川県内に本店、支店、営業所、工場、その他の固定した施設を有していること。
- (3) 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、登録者が新たに会社を設立した場合は、この条件を満たしているものとみなす。
- (4) 納税義務が履行されていること。

- (5) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両その他の設備を有し、品質管理が適正に行われていること。
- (6) 食品の製造加工に係る場合は、従業員の腸内細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を遅滞なく提出できること。
- (7) 町から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- (8) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
- (9) 食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (10) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

(登録の申請)

第7条 登録希望者は、葉山町学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。ただし、食品営業許可業種でない場合においては、第2号及び第3号に掲げる書類は不要とする。

- (1) 営業を行っていることを明らかにする書類
- (2) 食品営業許可証の写し
- (3) 直近の食品衛生監視票及び申請以前2か月以内の従業員の腸内細菌検査結果証の写し
- (4) 納税証明書又は完納証明書(個人の場合は住民税、法人の場合は法人住民税)
- (5) 誓約書(様式第2号)

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、2年以内とする。

(審査登録)

第9条 町は、第7条の規定による登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、名簿に登録する。

- 2 前項の規定による審査の結果を葉山町学校給食用物資納入業者登録・不登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 有効期間中、登録者の商号又は名称、所在地又は住所、代表者氏名等及び登録の区分について町ホームページにおいて公表するものとする。

(契約の締結)

第10条 町は、登録者と葉山町学校給食用物資供給契約書(様式第4号)により契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約は、登録後速やかに行い、有効期間中、年度ごとに更新するものとする。
- 3 A 登録のうち価格の変動が著しいなど、年間契約が困難となった給食用物資については、小学校の学期ごとに見積書を提出させることができる。

(登録の変更)

第 11 条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は名簿登録を廃止しようとするときは、葉山町学校給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（様式第 5 号）を速やかに町に提出するものとする。

(発注、納入等)

第 12 条 給食用物資の発注、納入等については、別に定めるものとする。

(処分等)

第 13 条 町は、納入業者が不良品を納入し、又は納入食材により健康被害が発生することにより学校給食に支障が生じる又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等が発生させた場合、別に定める「葉山町学校給食用物資納入業者処分要領」に基づき、措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により講ずる措置が決定したときは、葉山町学校給食用物資納入業者処分決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(みなし規定)

第 14 条 次の納入業者は、名簿に登録されたものとみなす。

- (1) 公益財団法人神奈川県学校給食会

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

別表第 1

葉山小学校 葉山町堀内 2050-1	葉山中学校 葉山町堀内 2247-2
上山口小学校 葉山町上山口 158	南郷中学校 葉山町長柄 1835
長柄小学校 葉山町長柄 130	
一色小学校 葉山町一色 1060	

年 月 日

葉山町学校給食用物資納入業者登録申請書

葉山町長 あて

葉山町学校給食用物資納入業者として登録したいので、下記のとおり申請します。

住所又は所在地	(〒 -)		
法人名 (屋号) (個人名)	フリガナ		
代表者の 職・氏名	役職名 (肩書)		
	フリガナ		
	氏 名		
連絡先	電話		
	FAX		
	E-mail		
本件責任者 (担当者)	氏 名		
	連絡先 (携帯)		
振込先	金融機関名	本店・支店名	口座番号
	コード	コード	(▲右づめで記入)
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	フリガナ		
	口座 名義人		
希望登録区分 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> A 登録 (年間契約) <input type="checkbox"/> B 登録 (月間契約)		

納入可能品目					
(納入可能な品目をすべてチェックすること。)					
<A 登録>					
<input type="checkbox"/> 冷凍食品類 <input type="checkbox"/> 加工食品類 <input type="checkbox"/> 肉類 <input type="checkbox"/> 卵類 <input type="checkbox"/> 大豆製品類 <input type="checkbox"/> こんにゃく類 <input type="checkbox"/> 乳類 <input type="checkbox"/> デザート・飲料類 <input type="checkbox"/> 穀類 <input type="checkbox"/> 乾物類 <input type="checkbox"/> 缶詰・レトルト食品類 <input type="checkbox"/> 調味料類					
<B 登録>					
<input type="checkbox"/> 野菜類 <input type="checkbox"/> 果物類					
事業概況					
当該事業の 開始年月日	年 月 日	資本金	千円		
従業員数	人	直近年度の 総売上高	千円		
配送車両	合計	台			
	内訳	一般車両	保冷車	冷蔵車	冷凍車
		台	台	台	台
主な取引先					
主な仕入先					
施設概要	種類	自社施設		委託先施設	
	店舗	棟	m ²	棟	m ²
	加工施設	棟	m ²	棟	m ²
	倉庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷蔵施設	棟	m ²	棟	m ²
	冷凍施設	棟	m ²	棟	m ²

<添付書類>

- 営業を行っていることを明らかにする書類
- 食品営業許可証の写し (※)
- 直近の食品衛生監視票及び2か月以内の従業員の腸内細菌検査結果証の写し (※)
- 納税証明書又は完納証明書 (個人の場合は住民税、法人の場合は法人住民税)
- 誓約書 (様式第2号)

※食品営業許可業種でない場合は添付不要。

誓約書

葉山町への学校給食用物資納入にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- 2 神奈川県内に本店、支店、営業所、工場その他の固定した施設を有していること。
- 3 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、登録者が新たに会社を設立した場合は、この条件を満たしているものとみなす。
- 4 納税義務が履行されていること。
- 5 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両その他の設備を有し、品質管理が適正に行われていること。
- 6 食品の製造加工に係る場合は、従業員の腸内細菌検査を1か月に1回以上実施し、その結果を遅滞なく提出できること。
- 7 町から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- 8 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
- 9 食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- 10 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- 11 その他、給食用物資の納入にあたっては、「葉山町学校給食用物資納入業者登録要綱」及び「葉山町学校給食用物資納入業者処分要領」を遵守し、誠実にこれを行うこと。
- 12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行わないこと。
- 13 葉山町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第8号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと。
- 14 各項の誓約事項に違反した行為のため、不適格業者であると葉山町が認めたときには、登録を取り消されてもこれに伴う損害は請求しないこと。

年 月 日

葉山町長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名

本件責任者

本件担当者・連絡先

葉山町学校給食用物資納入業者（登録・不登録）通知書

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者職氏名 様

貴社（店）を葉山町学校給食用物資納入業者登録名簿に登録（する・しない）こととしましたので通知します。

年 月 日

葉山町長

記

1 登録有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 納入物資

<A 登録>

冷凍食品類 加工食品類 肉類 卵類 大豆製品類 こんにゃく類

乳類 デザート・飲料類 穀類 乾物類 缶詰・レトルト食品類 調味料類

<B 登録>

野菜類 果物類

3 不登録理由

--

以上

葉山町学校給食用物資供給契約書

物資の単価	別途提出の見積書のとおり	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
納入場所	葉山小学校	葉山町堀内 2050-1
	上山口小学校	葉山町上山口 158
	長柄小学校	葉山町長柄 130
	一色小学校	葉山町一色 1060
	葉山中学校	葉山町堀内 2247-2
	南郷中学校	葉山町長柄 1835
契約保証	免除	

学校給食用物資（以下「物資」という。）の供給について、葉山町（以下「注文者」という。）と〇〇〇（以下「供給者」という。）との間に、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 物資の種類は、注文者が別途指定することとする。

第 2 条 物資の発注は、注文者からの発注書に基づくものとする。

2 注文者は、1 箇月ごとに必要数量を前月 20 日までに供給者へ発注するものとする。ただし、事情により 1 週間ごとに発注することができる。この場合は、前週の木曜日までに発注するものとする。注文者がやむをえず前項の数量を変更する事情が生じた時は、当該給食日の 4 営業日前までに連絡を行うものとする。

第 3 条 物資の価格は、供給者が注文者の依頼により提出した見積書の価格とする。

第 4 条 供給者は、上記の契約期間中注文者の発注があるごとに、その都度指定する場所、期日までに物資を納入しなければならない。

第 5 条 供給者は、物資を納入したときは、直ちに納品書を注文者に提出し、供給者立会いのうえ、注文者の指定する検査職員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 物資の引渡しは、前項の規定による検査に合格したときに完了するものとする。

3 供給者は、物資が第1項の規定による検査に合格しないときは、直ちに取替えその他必要な措置を取り検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え等の完了を物品の納入とみなして前各項の規定を適用する。

第6条 前条第2項の物資の引渡し完了前に生じた一切の損害は供給者の負担とする。

第7条 この契約の履行にあたり注文者が必要と認めるときは、供給者に対し事情について回答を求め、現地調査をすることができるものとする。

第8条 供給者は、注文者に対し供給した物資の代金を1か月ごとに請求するものとする。

第9条 注文者は、前条の規定により供給者から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を供給者に支払うものとする。

第10条 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害賠償を供給者に請求できる。

- (1) 納入期限に納入を完了することができないとき
- (2) 瑕疵(かし)に対して、直ちに取替えその他必要な措置を講ずることができないとき

第11条 供給者が次の各号のいずれかに該当する場合において、注文者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、注文者は、この契約を解除することができる。

- (1) 納入を納入期限内に完了しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第5条第3項の措置をしないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反(社会通念に照らして軽微であるものを除く。)したとき。

2 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に係る契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 物資を納入することができないことが明らかであるとき、又は納入することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第5条第3項の措置をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
- (4) 供給者が、注文者の責めに帰すべき事由以外によりこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその

役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、注文者が供給者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

ケ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき(供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。)

3 注文者は、第1項各号又は前項各号に掲げる事項が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定による契約の解除をすることができない。

4 注文者は、物資が納入されない間において、第1項又は第2項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により供給者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 契約期間内にインフレーションその他予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不適當となったときは、注文人と供給者とが協議して契約単価を変更することができる。

第13条 予定数量をもって提出した見積書については、注文者の都合によりその数量に増減を生じることがあっても、供給者は、異議の申出又は損害賠償の請求をすることができない。

第14条 この契約に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて注文者と供給者とが協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

注文者 神奈川県三浦郡葉山町堀内2 1 3 5
葉山町長

供給者

年 月 日

葉山町学校給食用物資納入業者登録事項 変更・廃止届

葉山町長 あて

住所又は所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名

登録事項を（変更・廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

変更事項記載欄（該当項目のみ記載してください。）										
住所又は所在地	(〒 -)									
法人名 (屋号) (個人名)	フリガナ									
代表者の 職・氏名	役職名 (肩書)									
	フリガナ									
	氏 名									
振込先	金融機関名				本店・支店名				口座番号	
	コード				コード				(▲右づめで記入)	
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他 ()								
	フリガナ									
	口座 名義人									

葉山町学校給食用物資納入業者処分決定通知書

住所又は所在地
商号又は名称
氏名又は代表者職氏名 様

貴社（店）を下記のとおり処分することに決定しましたので通知します。

年 月 日

葉山町長

記

1 処分

- 文書嚴重注意
- 葉山町学校給食用物資見積合わせ参加資格一時停止
- 名簿登録抹消

2 処分期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 処分理由

以上